

島根県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成19年11月27日

島根県後期高齢者医療広域連合監査委員

吉村

信

島根県後期高齢者医療広域連合監査委員

速水

雄



第1 監査の対象

島根県後期高齢者医療広域連合事務局

第2 監査した期日

平成19年11月19日

第3 監査の範囲

平成19年4月1日から平成19年9月30日までに執行された財務に関する事項

第4 監査の方法

事務局員職員立ち会いのもと、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

第5 監査の結果

平成19年度の後期高齢者医療広域連合事務局の事務処理については、適正に処理されていると認められた。